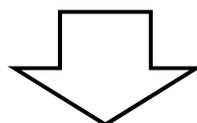


上り一方通行ルールに関する補足説明資料

1. 一方通行と往復通行

項目	一方通行	往復通行
メリット	<p>○植生の保護上有効。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の木道を敷設する又はすれ違い箇所用のスペースを設置する必要がない。施設整備は必要最小限の範囲となる。)</p> <p>○すれ違いや混雑が生じにくく、原始性の高い雰囲気は保たれる。</p>	<p>○登山者のコースの選択肢が広がり、利便性が高い。</p>
デメリット	<p>○登山者のコースの選択肢が狭まり、利便性が低い。</p>	<p>○植生保護上の懸念が生じる。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の複数の木道又はすれ違い箇所用のスペースを多く敷設する必要がある。施設整備の規模が大きくなる分湿原植生が損なわれる可能性がある。)</p> <p>施設の大規模化により、植生保護上の懸念が生じる。</p> <p>○利用者が多い場合、すれ違いや混雑が生じ、原始性の高い雰囲気を保つことができない可能性がある。</p>
採否	<p style="text-align: center;">採用</p> <p>○松仙園地区は原始性の高い地区であり、特に植生保護を優先に考える必要があるため。</p>	<p style="text-align: center;">不採用</p>



2. 上り一方通行と下り一方通行

項目	上り一方通行	下り一方通行
メリット	<p>○自然環境保全上の効果がより高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り一方通行と下り一方通行を比較した場合、植生の荒廃は上り一方通行の方が少ないと考えられる。 (下りの方が難易度が高く、登山者がぬかるみや段差を避けて登山道の両脇を歩く、登山道の路面を削る等といった、踏圧による影響が生じやすい行動をとるため。) ・入り口ゲートが拠点である愛山溪温泉に近いため、入り口を管理しやすい。愛山溪温泉に大きな案内板を、ゲートの入り口にも案内板を設置することで、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しやすい。 <p>○松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能。 (原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の背後に火山(旭岳)を望むことができる。これは、大雪山国立公園の特徴を端的に表した重要な景観である)</p> <p>○仮に利用調整地区に指定する場合は立入認定事務を愛山溪温泉で行うこととなり、立入り管理上、上り一方通行にする必要があると想定。利用調整地区指定の可能性がある状況では、仮に利用調整地区が指定された状況と整合性をとった方がよい。</p>	<p>○縦走登山者の利便性が高くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭岳方面及び御鉢平方面からの縦走登山者が松仙園地区を下山することが可能となる) ・三十三曲コース等から松仙園に上り、松仙園に下ることにより、上りに要する時間が短くなる。
デメリット	<p>○登山者の利便性が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭岳方面及び御鉢平方面への縦走とコースが組み合わせがしにくい。松仙園又は松仙園及び沼ノ平を採勝する利用が中心となる。 	<p>○旭岳を後ろに見て歩くことになるため、松仙園地区の特徴的な景観を採勝しにくい。</p> <p>○入り口ゲートが八島分岐となる。案内板も必要最小限にすることとなり、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しにくい。</p>
採否	<p style="text-align: center;">採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松仙園地区の重要性を踏まえ、より自然環境保全上の効果が高い方を選択するのが適切であるため。 ○歩道管理者として、利用者に対して松仙園地区の特徴的な景観を採勝して欲しいと考えるため。 ○入山方向の管理や利用ルール遵守促進の観点からは上り一方通行が有効であると考えられるため。 	<p style="text-align: center;">不採用</p>

